

新しいワークシェアリングの取り組み
～ 優先権基礎出願の早期審査着手（J P - F I R S T¹） ～

平成 2 0 年 1 月
特 許 庁

経済のグローバル化や世界的な特許権取得ニーズの高まりを背景に、近年、主要国特許庁に重複して出願される特許出願件数が急増しており、各庁のワークロードの増大などの課題が生じている。この傾向は我が国にも顕著に現れており、外国からの出願や外国出願の基礎となる出願は、他の出願に比べて増加傾向となっている。

これらの課題に対応し、各庁の審査を全体として効率化していくためには、出願を最初に受けた第 1 庁²のサーチ・審査結果を、他の庁が有効に利用するワークシェアリングを進めていくことが極めて重要である。このことは、三極特許庁のみならず、中国、韓国などの諸外国特許庁においても共通認識となっている。

これまでに三極特許庁会合等では、種々のワークシェアリング手法、例えば、J P O からは、審査の最終結果の相互利用を促す特許審査ハイウェイ、U S P T O からは、第 1 庁が最初に出したサーチ・審査結果を第 2 庁が利用する S H A R E³などが提案され、その実行に向けて議論を重ねているところである。これらのワークシェアの手法は、第 1 庁が早期にサーチ・審査結果を発信し、第 2 庁はその結果を可能な限り利用するという基本理念に基づくものである。このような基本理念の下、ワークシェアリングを進めることで、特許庁間のワークロードが軽減され、また、早期かつ的確な権利設定が可能となる。

このような考え方に立って、J P O では、ワークシェアの効果が大きい審査段階での相互利用を図るべく、日本に最初に出願され、海外にも出願されるもの（パリ優先権基礎出願）について早期に審査着手する施策を来年度より実施することとした。

本施策を進めることは、J P O がサーチ・審査結果を早期に発信するという国際貢献によって、各国特許庁の全体的なワークロードが低減され、他庁での審査処理が促進され、その結果、他庁において我が国の出願人による早期かつ的確な権利取得が可能となる。さらに、J P O においても、他庁のサーチ・審査結果を利用できる案件が増加することによって、J P O の審査処理能力の最適化が図られ、その結果、審査業務の効率化が期待される。また、これらの相互作用が加速されることにより、世界全体として、特許権取得の効率化も期待

¹ J P - F i r s t : J P Fast Information Release Strategy

² Office of first filing (最先に特許出願がなされた庁を意味する)。

³ S H A R E : Strategic Handling of Applications for Rapid Examination

できる。

本施策を実施するにあたっては、推進計画等にも掲げる諸目標を前提とするものであることから、検索外注を最大限に活用するなど、効率的で円滑な運用を目指す必要がある。本施策の骨子は以下のとおりである。

１． 施策の骨子

- パリ優先権主張の基礎となる特許出願のうち、出願日から２年以内に審査請求されたものを、他の出願に優先して審査着手する^４。
- 上記案件のうち、PCT出願の基礎となった出願を除く^５。
- また、検索外注を最大限利用するため、上記案件のうち、審査請求がなされ、かつ出願公開された出願を対象とする。
- 審査着手時期の目安として、審査請求と出願公開のいずれか遅い方の日から、原則６月以内に着手を行い、審査着手は出願から３０月を超えないものとする^６。

２． 施策の効果

（１）外国において我が国の出願人の適切な権利取得の支援が期待できる

外国庁の審査官が日本での審査結果を利用できるため、外国においても質の高い審査が期待され、我が国の出願人は安定した強い権利を取得することができる。

外国庁での審査前にJPOの審査結果を入手することで、外国庁での審査結果の予見性が高まり、外国庁の審査官と適切なコミュニケーションを取ることが可能となり、不要な審査手続負担を軽減することができる。

長期的には、各国間でのワークシェアリングの進展により、各特許庁の審査ワークロード及び審査コストが軽減されることになり、世界全体で、審査待ち期間の短縮が可能となる。更に、審査コスト軽減分をユーザーに還元することが可能となる。

（２）各国特許庁の全体的なワークロードを低減することができる

審査請求２年以内のパリ優先権主張基礎出願を対象に、その出願から３０ヶ月以内に審査結果を発信することによって、外国庁の審査着手前に、相当数のJPOの審査結果が発信されることになる^７。外国庁の審

^４ 本施策に際しては、法改正等の対応は行わず、早期審査制度と同様に運用により実施する。なお、既存の早期審査制度を廃止するものではない。

^５ PCT出願では、国際調査報告書の発信によるワークシェアリングの仕組みが成立しているため。

^６ これらの着手目安については当面柔軟に運用する。

^７ 例えばUSPTO、EPOでの、平均FA（ファーストアクション）期間は、2006年三極特許庁統計によるとUSPTO 23.4月、

査官が、質の高いＪＰＯのサーチ・審査結果を利用し審査を行うことで、重複する作業分のワークロードを軽減することができる。

ＪＰＯのサーチ・審査結果が早期に発信されることによって、他庁がその結果を利用し、その審査ワークロードが低減される分の見返りとして、他庁においても、第１国出願のサーチ・審査結果の早期発信が促進される。ＪＰＯはその結果を利用し、自庁のワークロードの軽減に繋げることが可能となる。このような枠組みにより、世界全体として、審査のワークロードの低減・業務の効率化が期待される。

３． 施策の対象となる出願件数規模

本施策の対象となる出願件数規模は、平成２０年度は約１万件の見込み。

４． 今後の予定

- 本年４月に運用開始。引き続き、出願人に対して本施策への参加呼びかけを実施。

EP0 23.8 月であり、これにパリ優先権期間(12 ヶ月)を加算すると、日本出願の優先日から、30 月以内に審査結果が発信されれば、両庁の大半の案件について、その FA 前に JP0 の審査結果が利用可能な状態となる。

国際的なワークシェアリングの必要性

○ 世界的な特許権取得ニーズの高まり

世界の特許出願件数の推移

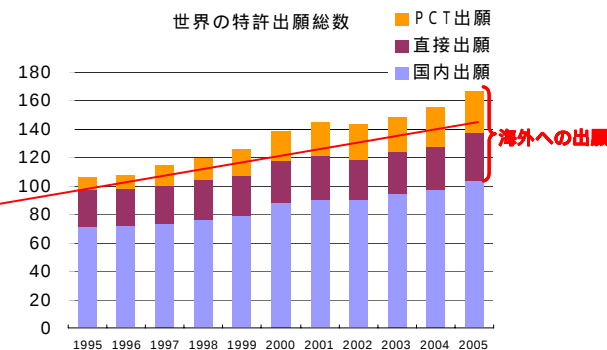
最近10年で急増、

特に海外への出願が倍増

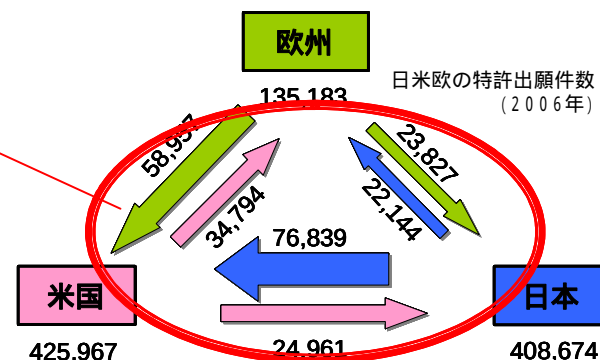
日米欧の相互に出願される特許出願件数

日米欧の受付件数97万件のうち、

24万件(四分の一)が重複出願



海外への出願:
同内容の出願を各庁それぞれが審査



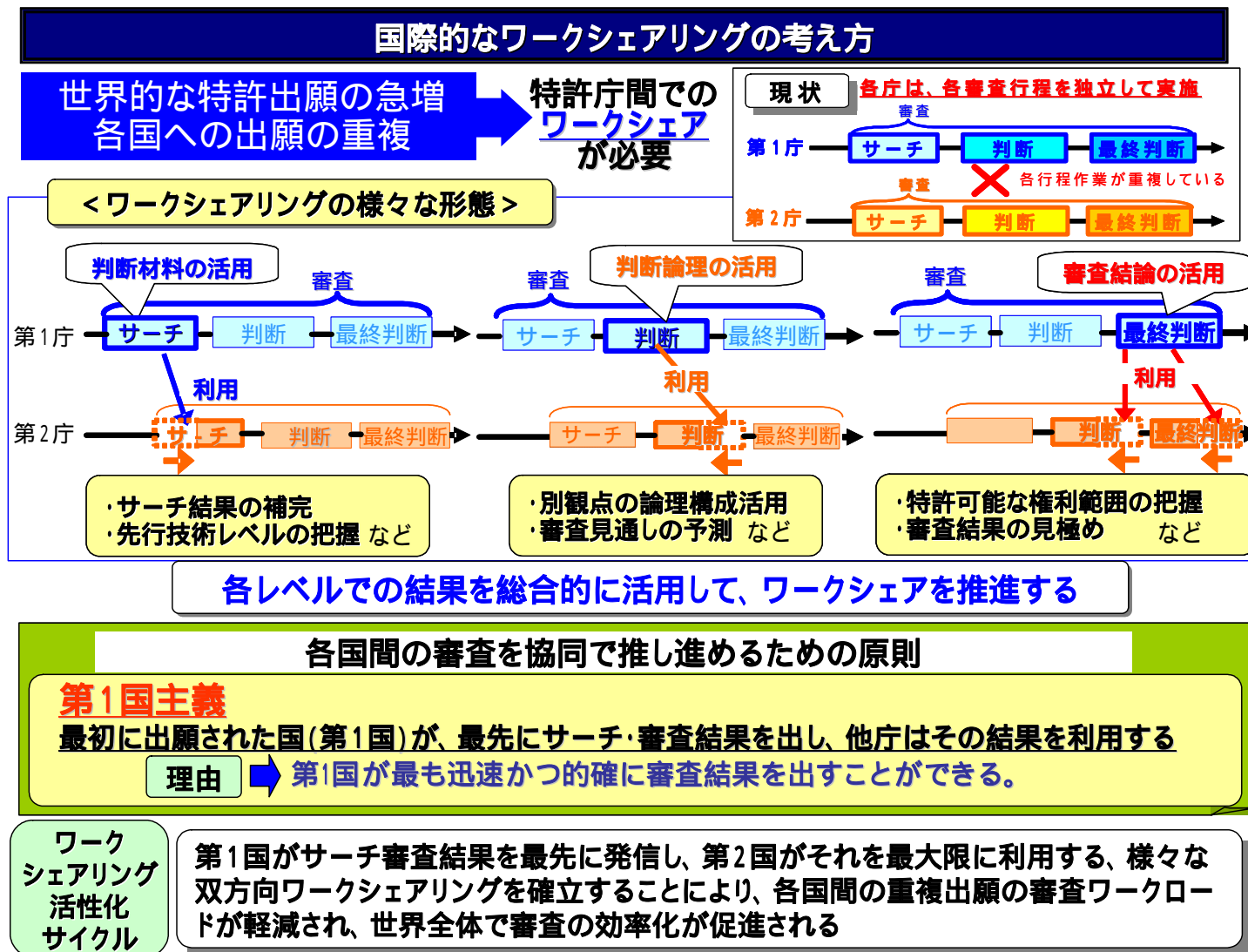
国際的なワークシェアリングの推進により効率化を図る

>> サーチ・審査結果の相互利用と、そのための各庁間における情報共有システムの構築

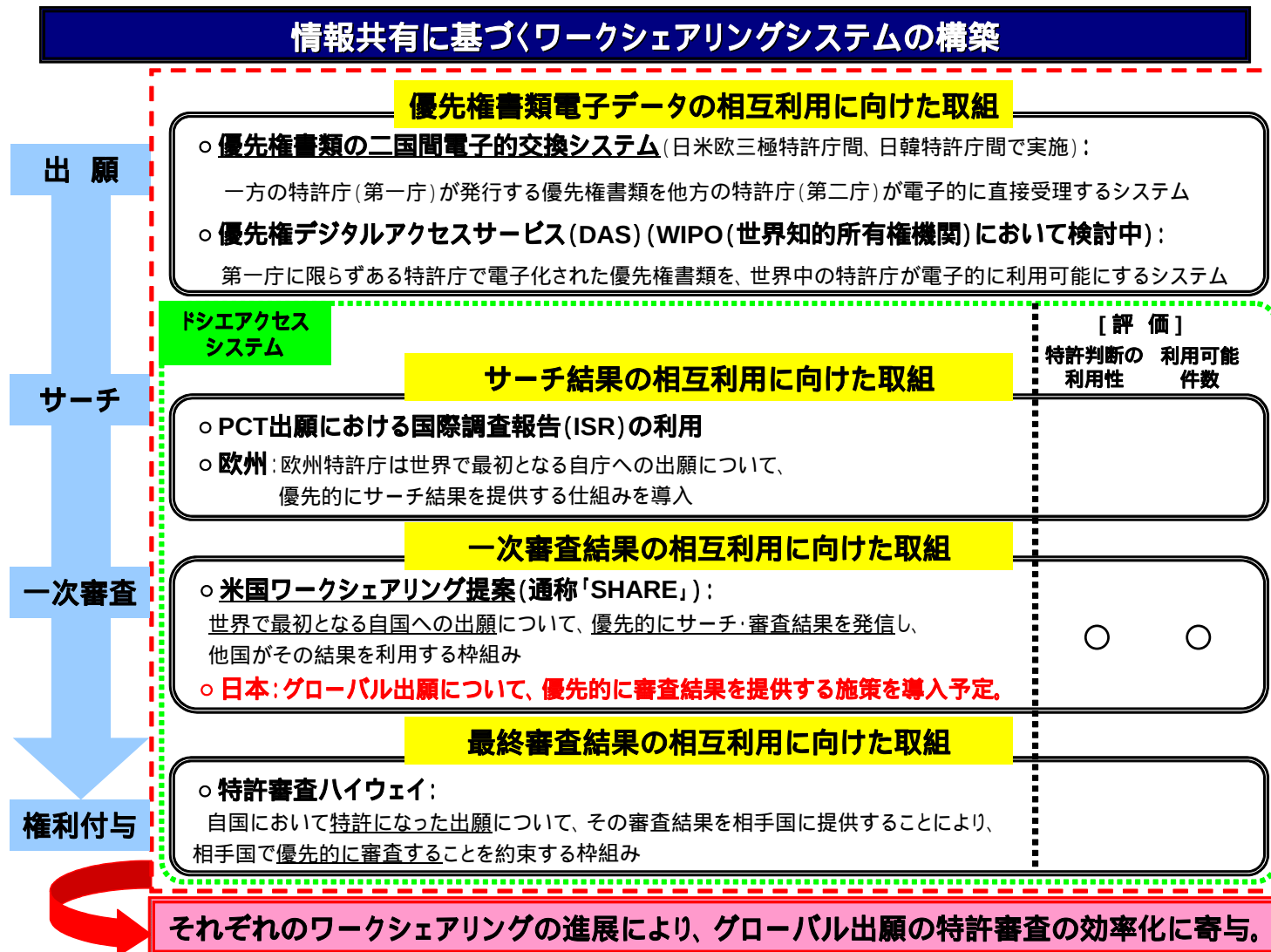
我が国からの出願 : 海外における円滑な権利化

海外からの出願 : 特許庁における行政効率の向上

参考図 2



参考図 3



参考図 4

ワークシェアリングを支える情報ネットワーク基盤(サーチ・審査結果の利用)

日本国特許庁のドシエ・アクセス・システム(審査情報にアクセスするための基盤)

